

試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認（輸入公表の三の七の(1)）について ④⑥⑦⑨

輸入注意事項54第16号 (54. 8. 15)

- 改正①輸入注意事項56第14号 (56. 1. 9) ②輸入注意事項56第66号 (56. 10. 8)
③輸入注意事項61第11号 (61. 9. 17) ④輸入注意事項元第31号 (元. 12. 27)
⑤輸入注意事項11第36号 (11. 7. 21) ⑥輸入注意事項12第76号 (12. 12. 27)
⑦輸入注意事項14第37号 (14. 9. 4) ⑧輸入注意事項17第8号 (17. 4. 1)
⑨輸入注意事項19第38号 (19. 10. 31)

輸入公表の三の七の(1)に掲げる試験研究用の第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、下記により当該貨物が試験研究用として適当であることの経済産業大臣の確認書の交付を受けて下さい。②③⑥⑦⑨

記

- 1 提出書類 ②③④⑥⑦
試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書（別紙様式） 2通
- 2 提出先 ⑤⑥
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〔別紙様式〕 ①②③④⑥⑦⑨

試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

記名押印 _____

資 格 _____

申請年月日 _____

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種類 又は規格	数 量	単 価	原 産 地		金 額
					船積地域及び船積港		
備 考							

II その他

組 成 等 商 品 の 内 容	住 所 名	
	製 造 業 者	住 氏
試験研究実施者	住 氏	所 氏
試 験 研 究 の 内 容		

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

税関申請番号及び 申告月日	送 状 数 量	送 状 金 額	許 可 又 は 承 認 月 印 日 及 び 税 関 押 印